

札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請に係る審議（第5回）

1. 日 時

平成29年1月10日（火） 10時30分～11時15分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：川上鉄道サービス政策室長ほか
事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家審議官、川崎調査官、
木村課長補佐

4. 議事概要

- 鉄道局より、前回審議時に次回審議時に説明することとされた、停留場のバリアフリー化に係るスケジュールについて、
札幌市軌道事業の全停留場は24箇所であり、そのうち平成27年度に3箇所のバリアフリー化を実施、平成28年度に2箇所、平成29年度に5箇所、平成30年度に9箇所のバリアフリー化を実施する予定であり、平成31年度末におけるバリアフリー化未実施の停留場は5箇所となる見通しであると聞いている等の回答を得た。
- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成28年11月10日（木）及び24日（木）、12月13日（火）並びに本日の審議並びに平成28年12月8日（木）の申請者からの意見聴取を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、軌道法第11条第1項及び関係通達に基づく認可の基準に適合しており、申請どおり認可することが適当であるとの結論を得た。
- 次に、事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、委員相互間で答申の内容について討議を行った。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。